

特定秘密保護法案に反対する会長声明

政府は、本年10月25日、特定秘密の保護に関する法律案(以下「本法案」と言う)を国会に提出した。政府は、本法案について、11月22日までには衆議院を通過させ、12月6日までの今臨時国会の会期中に参議院でも議決して短期間のうちに成立させようとしていると言われている。

当会では、昨年4月に当時の民主党政権が国会提出を検討した秘密保全法案について、国民主権を支える国民の知る権利を甚だしく侵害し、我が国の民主主義の過程を深く傷つける恐れがあるとして反対する意見を表明した。そして、今、同じ流れをくむ本法案が国会提出されたが、憲法上の疑義に変わりはなく、具体的な個々の条項をみても以下に述べるとおり明らかな問題があり、当会は改めて本法案に強く反対する。

第1に、「特定秘密」の範囲が「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」に関する別表に掲げる事項と極めて抽象的であり広範かつ不明確である。本来秘密として保護すべき必要性の無い情報までもが「特定秘密」として対象とされる危険がある。特に「特定有害活動」「テロリズム」の定義は曖昧であり、国民からは何が秘密であるかも秘密とされる。

第2に、秘密指定する行政機関が非常に広範囲であり、宮内庁、会計検査院まで含んでいる。これに伴い秘密の対象も広範なものとなる。このようにして指定された「特定秘密」をチェックする機関が存在しない。本法案は、特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し、統一的な運用を図るため基準を定めることとし、有識者の意見を聴くこととしたが、それは単なる基準作りであって、実際の指定をチェックする体制は存在しない。

第3に、秘密指定の期間について5年を超えない範囲としているが、更新が出来ることになっており、その更新に制限が設けられていないために永久に秘密指定できることになっている。30年を超えるときは内閣の承認が必要ではあるが、承認があれば永久に秘密として国民の目に触れることはないのである。

第4に、「特定秘密」の範囲が広範かつ不明確でありながら、その「特定秘密」について故意の漏えい行為のみならず、過失による漏えい、漏えいの未遂までも処罰の対象としている。更に、漏えい行為の遂行を教唆し、共謀し、又は扇動した行為も処罰することとしている。また、「特定秘密」の取得行為について「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得する行為」も処罰することとしている。これでは何を処罰するのかが不明確であり、何が犯罪となるかを明確に法律で定めなければならないという罪刑法定主義の観点からも問題があるといわなければならない。

第5に、国権の最高機関である国会に対しても秘密を提供できるかは行政機関の判断に委ねられており、厳格な要件の下に秘密会において提供されるが、秘密会に出席した国会議員は持ち帰って秘書や同僚議員と相談し検討することもできない。国会の国政調査権に対する重大な制限であり、国会の役割に対する著しい軽視である。

第6に、重い刑罰を定めているが、その刑罰を決める裁判手続きには「特定秘密」は法廷に提出することは予定されていない。証拠開示について裁定の必要があったときに裁判官にのみ厳格な要件の下に提供されるが、「特定秘密」は証拠として開示されることはなく、いわゆる「外形立証」のみで判断されることになる。どの程度の外形立証がされた場合、「特定秘密」に該当することになるのか、曖昧であると言わざるを得ない。

第7に、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法と認められない限り、これを正当な業務による行為とするものとされたが、「正当な業務行為」であると判断するのは最終的には裁判所であるので、取材者が逮捕勾留され、長い裁判を経て「正当な業務行為」であるとして無罪判決を受けても、その失った時間は取り戻せないものであり、また、他の取材者に対する萎縮効果は非常に大きいと言わなければならない。この規定は、何らの歯止めにもならないと言わなければならない。

以上の理由から、当会は、本法案の成立に強く反対するものであり、今後、本法案に反対する様々な取り組みを行う決意である。

2013(平成25)年11月13日
横浜弁護士会
会長 仁平 信哉

福島第一原発事故に係る損害賠償請求につき、消滅時効の適用を排除する立法措置を求める会長声明

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「本件原発事故」という)から、既に約2年8ヶ月を経過しているが、現在も、福島県民だけで約16万人もの人々が避難生活を送っており、神奈川県内への避難者数も約2500人とされる。また、神奈川県内においても、風評被害等を受けた事業者も多く、本件原発事故の被害者数は未だ計り知れない。

本件原発事故は、広範な地域の住民の生活基盤を根こそぎ破壊し、多くの被害者は、約2年8ヶ月が経過した現在においても、生活を立て直す見通しが全く立たず、従前よりも心身の状況も悪化する等、むしろ被害は拡大し続けており、被害者自身が自己の被害を的確に把握することすら困難な状態にある。

また損害の賠償も十分に進んでおらず、東京電力によれば、本件原発事故の仮払金を受領した15万5824人の被害者のうち、本賠償の未請求者は2013(平成25)年5月末現在で計1万1214人にのぼるとされる。

不法行為の損害賠償の消滅時効・除斥期間については、民法724条が適用されると解されている。すなわち、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年で消滅時効により、また、不法行為の時から20年で除斥期間により、いずれも損害賠償請求権は消滅する。

したがって、原発事故についてもこの原則が適用されるとするならば、事故から3年を経過した2014(平成26)年3月に損害賠償請求権は時効消滅するのではないかとの懸念が生じるのは当然であり、この点についての被害者の不安は大きい。

この点につき、2013(平成25)年5月29日、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案」(以下「特例法」という。)が成立した。これは、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介申立てを行った被害者が、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起した場合に、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したこととみなすというものであり、同センターに申立てを行った被害者(のうち和解仲介が打ち切りとなった者)のみを限定して、わずかな期間の猶予を与えるというものにすぎない。また、同センターを利用した被害者は、のべ1万5000人程度であり、しかもそのうち和解仲介が打ちきりによって終了しているのは1割以下である。したがって、特例法により救われる者は被害者全体のごく僅かに限られ、被害者救済の実効性は極めて乏しい。しかも、和解仲介手続で請求していなかった項目の損害についても時効が中断するのかなど、その射程範囲が不明確である上、そもそも、現実問題として手続打ち切りから1か月程度で提訴できるのかという点は大きな疑問である。

「特例法」については、衆参両院で「全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権

の行使が可能となるよう消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること」との附帯決議があり、被害者救済の観点から、新たな立法措置を講じることが急務である。

報道によれば、自民党は、東電への損害賠償請求の時効を10年に延長する民法の特例法案をまとめ今国会での成立を目指すとされている。しかしながら、法案が公表されていないため、被害者の範囲はどこまでか(避難指示区域内外の区別はあるのか、事業者は含まれるのか)、時効延長が国家賠償請求にも及ぶのかなどの詳細は明らかになっておらず、また本件被害の広大さ、複雑さに鑑みれば、そもそも10年という期間を設けることも相当とはいえない。本件事故のすべての被害者が、東電及び国に対して、期間の限定なく損害賠償請求権を行使できる仕組みを作ることが切実に求められている。

よって、当会は政府及び国会に対し、衆参両院の上記附帯決議に基づき、早急に、福島第一原発事故に係る損害賠償請求については、すべての被害者に対し、3年の短期消滅時効及び20年の除斥期間が適用されないとする立法措置を早急に講じることが求めらる。

以上

2013(平成25)年11月13日

横浜弁護士会
会長 仁平信哉